

「市内空き家対策連絡会議」設置要領

(設置)

第1条 岸和田市域の空き家対策の推進並びに地域再生のため、市内における目的意識の共有化、情報交換、連絡調整・協議、調査検討を行うため、効果的かつ効率的な市政運営実施のための会議の設置に関する規程（平成26年4月25日庁達第5号）第15条に規定する専門委員会として市内空き家対策連絡会議（以下、「連絡会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 空家等対策の計画策定に関すること。
- (2) 空家等対策の協議会設置に関すること。
- (3) 空家等対策の実施に関すること。
- (4) その他空家等対策に関し、市長が特に必要と認めた事項。

(組織)

第3条 委員長はまちづくり推進部長を、副委員長は企画調整部長・建設部長をもって充てる。

2 委員は次の各号に掲げる部長及び課の長をもって充てる。

- (1) 企画調整部長
- (2) まちづくり推進部長
- (3) 建設部長
- (4) 市長公室広報広聴課
- (5) 企画調整部企画課
- (6) 企画調整部政策推進課
- (7) 企画調整部情報政策課
- (8) 総務部総務管財課
- (9) 総務部財政課
- (10) 総務部固定資産税課
- (11) 市民環境部自治振興課
- (12) 市民環境部環境課
- (13) 危機管理部危機管理課
- (14) 福祉部福祉政策課
- (15) 福祉部障害者支援課
- (16) 福祉部生活福祉課
- (17) 魅力創造部産業政策課
- (18) 魅力創造部農林水産課
- (19) 魅力創造部観光課
- (20) まちづくり推進部都市計画課
- (21) まちづくり推進部建設指導課
- (22) まちづくり推進部住宅政策課
- (23) 建設部建設管理課
- (24) 建設部高架事業・道路整備課
- (25) 建設部水とみどり課
- (26) 消防本部予防課
- (27) 上下水道局料金課
- (28) その他会議運営上委員長が必要と認める課

(分科会)

第4条 連絡会議を機動的に運営するため、委員長は必要に応じて連絡会議の下に分科会を設けることができる。

(その他)

第5条 連絡会議の運営に必要で、定めのない事項は市長が別に定める。

附則

この要領は平成27年8月11日から施行する。

附則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成29年4月1日から施行する。